

はじめに

「知的クラスター創成事業」は、平成13年3月に閣議決定された「第2期科学技術基本計画」に基づき、平成14年度から事業が開始されました。同基本計画では、知的クラスターを、「地域のイニシアティブの下で、地域において独自の研究開発テーマとポテンシャルを有する公的研究機関等を核とし、地域内外から企業等も参画して構成される技術革新システム」と定義し、国としてその構築を促進することが必要としています。

また、平成18年3月に閣議決定された「第3期科学技術基本計画」においては、「クラスターの進捗状況に応じ、各地域の国際優位性を評価し、世界レベルのクラスターとして発展可能な地域に重点的な支援を行う」とされており、地域の戦略的なイニシアティブや関係機関の連携の下で長期的な取組みを進めることが求められています。

知的クラスター創成事業は5年間のプログラムであり、平成18年度に11地域^{*} ²において事業が終了しました。文部科学省では、知的クラスター創成事業の事業成果を明確にし、各地域における今後の継続的なクラスター形成に向けた取組の改善に役立てていただくとともに、今後の政策展開の参考とするために、終了評価を実施することとしています。平成18年度に事業が終了する11地域に対しては、平成18年9月から平成19年3月にかけて、委託事業として知的クラスター創成事業終了評価予備調査^{※3}を実施し、平成19年3月の事業終了を受け、当該予備調査を踏まえた終了評価の最終取りまとめを行いました。

終了評価の実施に当たり、評価方針や評価基準の検討及び本報告書の取りまとめは、科学技術・学術政策局に設置した「地域科学技術施策推進委員会」（座長：清水勇独立行政法人工業所有権情報・研修館理事長）において行いました。

本終了評価は、各地域の優劣をつけることが目的ではなく、あくまでも地域におけるクラスター形成に向けた今後の取組や、類似の事業実施中の他の地域、さらには政策検討の参考とするために実施したものです。地域の関係者が、この終了評価を参考にクラスター形成に向けて継続的に取り組まれることを期待します。

※1 平成19年度からは「知的クラスター創成事業（第Ⅱ期）」を実施しており、平成14年度から実施している「知的クラスター創成事業」は、第Ⅰ期事業と呼ばれることもある。

※2 札幌地域、仙台地域、長野・上田地域、浜松地域、関西文化学術研究都市地域、大阪北部（彩都）地域、神戸地域、広島地域、高松地域、福岡地域、北九州学術研究都市地域

※3 文部科学省平成18年度地域科学技術振興事業委託費により実施（受託者：株式会社三菱総合研究所）。